契約変更理由書

神戸市

工　事　名	阪神沿北側線他街路築造工事（その３）

契約変更後の工事概要

土工　１式、　街渠工　L=661m、　車道舗装工　A=4900 ㎡、
歩道舗装工　A=2270 ㎡、　自転車道舗装工　A＝810 ㎡
構造物撤去工　１式、　電線共同溝　L=528m

【設計変更の理由】

【構造物基礎取壊し工法(静的破砕工法)の変更】

既設の万能板基礎撤去においては、民家が近接しており、騒音振動に配慮した静的破砕工法（静的破砕剤注入）を採用していたが、構造図に記載のない鉄筋が入っていたことなどから取壊しが上手くいかなかったため、静的破砕工法（バースター工法）へ変更した

【電線共同溝プレキャストボックスの形状変更】

電線共同溝のプレキャストボックスにおける試掘を行ったところ、全 20 基の内 4 基において、当初設計の形状では地下埋設物に支障することが判明したため、細型に変更した。

【歩道照明基礎および柱の構造変更】

本工事の歩道照明は一般的な架空配線ではなく、電線共同溝からの地中配線としているが、当初の埋込式（柱を基礎に埋め込む構造）では基礎工および配線、建柱を同時に施工する必要があり、精度の確保が困難であるため、基礎工および配線を施工した後に建柱を行う、ベースプレート式に変更する。

【交通管理工】

本工事区間は、交差点が多くかつ、通学路になっている箇所も複数あるため、各交差点に交通誘導員を配置する必要が生じたことから、交通管理工が増工となる。

（公表様式第６号）